

### 懇談テーマ1【地域における道路周辺等の整備について】

市道中野内南方線について、両側の立木が高く伸び枝が道路に覆い被さり、曇りの日には日中でも薄暗いとさえ感じる。カーブが多く路面が湿っておりスリップ事故も心配される。

このような道路脇の樹木の扱いについては、地域の山林事情に詳しい者も減り、また、自力での伐採も困難となってきている。

また、大輪地区に駒込の池という与一関係の史跡公園がある。市が周囲を整備し柵を設置し、地域でも彼岸花等を植え年2回の草刈りをして美化に努めている。しかし、雑草は人丈ぐらいになり、急斜面であるため高齢化が進み、草刈りが危険になってきている。

高齢化や人口減にともない、地域で行ってきたこのような共同作業が困難になってきている。

このような状況の中、地域ではどのようなことができるか、また、市で対応できることなどについて、市の考えを伺いたい。

#### 【回答】

市道中野内南方線の高い立ち木から枝が道路に覆い被さっている件については、道路管理者としては、市道両側の立ち木からの枝が道路に出て車両等の通行に支障がある場合、立ち木は土地所有者の財産にあたるため、その所有者に対して適正な管理を実施するよう文書で通知し、指導している。

また、山林を所管する農林整備課からも、道路などに支障がある場合は別途、山林所有者に対して、支障木の伐採など、書面などで対応をお願いしているほか、所有者において伐採が困難である場合は、大田原市森林組合等へ仲介を行っている。

大輪地区の「駒込の池」周囲の管理については、黒羽土地改良区大川土地改良維持管理委員会と大輪地区川田地区で構成された「大輪・川田環境保全会」が中心となって、平成19年から多面的機能支払交付金を活用し、地区全体の草刈りや水路の泥上げ、修繕などを行っているほか、池の周辺も年に2回の共同草刈りなどを実施して良好な管理をいただいている、と聞いている。

高齢化や人口減少にともない、共同作業が困難になりつつあることは認識しているが、道路など市が管理する施設について、改善を要する箇所があればご相談をいただきたい。

また、当地区の美しい農村環境の維持についても、多面的機能支払交付金による共同作業等で人的対応が困難な部分は一部委託も可能であるため、交付金を上手く活用して地域の維持管理を継続して努めていただきたい。

#### 【再質問】

このテーマを出したのは、危機管理の面を考えてのことである。立木の枝がおおいかがさったり、草が垂れていたりということもあり、暗くなっている。雨の日や曇りの日は、しけていて苔が生えたような状況で、滑りやすくなっているところを小学生が歩いていく。

道路などに支障がある場合ということだが、支障がないと言われてしまうと、通行に支障がないという考え方もできてしまう。しかし危険ということを見ると、子供たちを大事にするという意味でも、市でその辺をきちんとお伝えいただき、できるのかできないのかというところまでやっていただければと思っている。

#### 【回答】

道路関係について、他の地域からも、森が鬱蒼としていて子供たちがそこを通るのは心配だという話がある。問題としては、1つは枝木が出て支障があるということと、もう1

つは鬱蒼としていてお子さんがそこを通学するのに心配な面があるという2点になってくると思われる。

1点目の支障があることについては、道路構造令というルールの中で、建築限界という1つの基準があり、通常4.5mなど、道路によって決まっている。それより垂れ下がってきてしまった場合に、道路法上問題があるので、市として一定程度調べ、直していただくよう強い指導をしている状況である。

鬱蒼としていて危ないということについては、基準はないのだが、そちらについても関係機関と話し合いをしながら、どのような形で地権者にアプローチするかというところも含め、話を聞かせていただければと思う。

いずれにしても、山林など広いところはそのような状況が多いと思うが、特に気になる場所が地域でもあると思うので、一度話を聞かせていただき、市で通常の対応の他にどのようなことができるかを確認させていただきたい。

#### 【再質問】

駒込の池は、那須与一が関係する大変貴重な文化遺産ということで、地元では積極的に維持管理に参加していただいている。

年に2回草刈りをしているが、大変傾斜がきつく危険であるため、2年ほど前に市役所の関係者に相談に行ったところ、地域の農作業の池なので、地域で草刈りをしてほしいということだった。最近は高齢化のため、草刈りを辞退する人も増えてきている。そのような中で、共同作業を維持していくのがそのうち困難になるのではないかとということで、質問をさせていただいた。

先ほどの回答では、多面的機能支払交付金による共同作業等で、人的対応が困難な部分は一部委託も可能であるというような内容だが、駒込の池の草刈りは、全面的に業者に委託して構わないのか、それとも危険な部分の一部しか委託できないのか、その辺をお聞きしたい。

#### 【回答】

駒込の池の状況については、大変な危険な状況ということをいろいろ聞いている。

今の質問は、多面的機能支払交付金事業の中での委託ということなので、ある程度は委託できるが、全面的にできるかとなると、確認しないと現段階ではお答えできない。

多面的機能支払交付金の活動は、農業者または自治会の皆さんも含めて総合的に活動するものであり、国の制度であるため、担当の農林整備課にもう一度具体的にご相談いただきたい。どこまでできるか、きちんとした形で回答させていただきたいと思う。

#### 【再質問】

池には垂直に石垣が積んであり、浅いところでは3mぐらい、深いところは5mぐらい垂直に積んである。下は泥になっており、そこにちょうど幅30センチぐらいのコンクリートの平らなところがあり、そこへ足場にのって草を刈り上げるというような形で、大変パワーの要る作業である。高齢化して足腰も弱ってくると、パワーもなくなってくるといことで、なかなかそういうところに入って作業をしていただく方が出てこないの、そのうちこのような形でお世話になると思う。

#### 懇談テーマ2【AEDの使用方法的教育について】

AEDは各小中学校、高校、公共施設などに設置してあると思うが、地域で使用方法がわかる人がいないと使用できない。

使用方法の教育、または訓練など、学校の教員や役所の職員などに市ではどのように対応しているのか伺いたい。

### 【回答】

公共施設では、AED（自動体外式除細動器）が設置されている施設等の職員を中心に、職員研修の一環として、平成19年度より「普通救命講習」を実施している。

本講習では、那須地区消防組合の職員を講師として、AEDの操作方法や心肺蘇生法、気道異物除去の方法などの救命方法の実技の習得を図っている。新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中断していたが、本年度より再開する予定である。

また、市内小中学校では、各学校の安全計画に基づき、教職員を対象に年1回の救命講習を実施しており、その中でAEDの使用方法についても学習している。そのため、教職員が勤務している時間帯については、AEDが必要な事態がおきても対応ができるものと考えている。

AEDについては、講習を受講しないと使用できないということはないが、実際に救命の場面では気が動転してしまうかもしれない。その時にAEDの使い方や手順を知識として身に付けておくことができれば、落ち着いて救命処置に対応できると思われる。

AEDの使い方は、消防署や日本赤十字社などで行われる救命講習で学ぶことができる。那須地区消防本部では、自治会単位で受講者が10人程度集まった場合に講習会開催の対応をしているとのことであるので、自治会で受講の機会を設けることもご検討いただきたい。

### 【再質問】

自治会単位での講習会は、現実的にはなかなか難しい点がある。回答のとおり、AEDの研修を定期的に続けていただければありがたいと思う。

### 【回答】

この講習は10名程度ということであり、例えば自治会単位でこの組織に属していなければならないということではないようである。随時、消防署から出張して来ていただける。

施設での講習についても、今後も続けていきたいと考えている。

### 【回答】

自治会単位で10名程度集めるのが難しいということであれば、例えば両郷地区の区長会が中心となり、10名程度集めるなど、そのようなことも可能なので、そちらの方で対応していただければと思う。

## その他

### 【質問】

今回、集中的なゲリラ豪雨的な被害があり、法面の一部の2、3mぐらいのところ崩れたのだが、市役所に連絡を取ろうとしたところ、たまたま土日ということで連絡が取れず、月曜日まで待つて連絡したということがあった。今後、局所的な大雨で災害が出る可能性が高い状況になってきているので、緊急対策本部があればまた別だが、休みでも連絡が取れるような体制を作っていただけるとありがたい。

### 【回答】

7月27日の伊王野から両郷、須賀川の方に抜けたゲリラ豪雨で、気象庁が警報を発令した。発令後すぐ、危機管理課の職員が市役所に登庁し、警戒本部を立ち上げた。警報が解除されるまで本部はそのまま設置していたのだが、連絡が取れなかったというのは大田原市役所のどちらにいつ頃電話をされたのか。危機管理課か。

【再質問】

日曜日（7月28日）である。

【回答】

日曜日は、警戒本部が解散した後である。そのときは、緊急的な連絡は消防署などの緊急連絡先がある。また、市役所では、電話をしていただけるのが8時半からではあるが、土日はシルバー人材センターが当直している。電話をしていただければどちらかには必ず連絡が届くと思うが、どちらも連絡がつかなかったことについては何とも言えない。

【再質問】

私が言いたいのは、どこに連絡していいかわからないので一番困るということである。一本化してもらおうとか、このような場合はここに、という書類か連絡網を作っていただければやりやすいと思う。

【回答】

電話の切り替えの問題と思われる。

【回答】

大変申し訳ございません。今回4月にハザードマップを新しく更新し、皆さんのお宅に自治会長を通して配布させていただいたところである。この中にも災害時の緊急連絡先一覧を記載している。危機管理課が警戒本部等を立ち上げているときは市役所に電話をいただければつながるのだが、その他のときは、例えば、消防署に連絡すると、市役所に連絡が取れるようになっているので、もう一度このハザードマップの中身をご確認いただきたい。

【回答】

ご指摘ありがとうございます。時間帯によって連絡がつかないということは、あってはならないことである。ハザードマップの中には書いてあるが、なかなかそこまでご覧いただけていない方もいると思う。今回の場合は、被害がわかったのが翌日ということで、災害対策本部も解散し、月曜日の8時半過ぎでないとは繋がらないということで、ご不便をおかけしていた。そのような情報が市役所で受けられる体制をどう取っていくかということも含め、これから検討させていただき、この番号に電話をしていただければ必ず繋がるという体制を整えていきたいと思うので、ご理解いただきたい。

【回答】

参考までに、今回のゲリラ豪雨については、土曜日の夜間の時点で既に両郷地区で災害が発生し、落石倒木があったという連絡を受け、市では関係機関や警察と一緒に通行止めにして事業者へ委託し、落石あるいは倒木を撤去した。全て行き渡ったというところではないと思うが、土日についても、市役所は稼働しているということをご理解いただきたい。

【回答】

よくある災害として畦畔の崩れということがある。27日土曜日、木佐美の20時頃の1時間雨量が33ミリということで、木佐美地区と中野内地区で合わせて5件ほど報告をいただいている。農地の場合、すぐに対応するということはありません。一旦箇所を伺い、後日地権者に同行いただいて、場所の確認と縦横の幅を確認している。農地については道路をふさぐなどではない限りは、すぐに行くということではないので、その辺は

ご理解いただきたい。通報体制も、今と同じように農地についても通報いただき、その後こちらから連絡していくということをご理解いただきたい。

【再質問】

私も連絡して、道路課なのかよくわからず、崩れたのは法面なのだが下は旧道路で、見てもらわないと市道なのか何かわからないということで、結局それでどこへかけていいのかわからない状況だった。

私もその連絡を待っているのだが、ただ待ってればいいのか。今回連絡はしてあるのだが。

【回答】

先ほど私が申し上げたのは土曜日の夜間の対応だったので、その点について、どこでどのように処理してあるのか、それについて自治会長から連絡があったかどうかを確認することと併せて、もう一度場所等を確認するように、戻ってから対応したいと思う。

おそらく朝から現場に各担当が散らばり、いろいろ連絡がきたものについて現況調査していると思うので、それも含め確認させていただく。自治会長からの件については確認して折り返し電話をさせることとする。

【再質問】

日頃から気になっているのだが、山のあちこちで伐採がされており、木を切るときに道路を作っている。とんでもないところに道路を作っているのは、大洪水がおきたらどうなるのかと思うのだが、大田原市でそのようなことは話題になるのか。

【回答】

木の伐採のために作っている道路と思われる。木を伐採するとき必ず作業道というのは必要で、直角などに作ることもある。その後、通常次の年に植樹をするのだが、その辺は林業のやり方ということでご理解いただきたい。ただそれによって土砂崩れや倒木等を誘発するおそれがあるときは、同じく危険と思う段階で、自治会長等から市役所農林整備課に連絡いただければ、作業をやっている森林組合や業者などに話は通したい。